



文 書 質 問 通 告 書

2020年6月15日

安曇野市議会議長 召田 義人 様

文書質問通告者

安曇野市議会議員 小林 純子

安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 林 孝彦

安曇野市議会基本条例第9条第2項第3号の規定により、次のとおり質問する。

記

1、 質問事項

2020年3月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒処分に関する以下の3点について、市はその後どのように対応・対策したか。

- ① 庁内セクハラ事件の加害事実を認定された職員の懲戒処分と再発防止策について。被害者の女性が雇用保険の失業給付金申請にあたり、セクハラでやむを得ず退職したことが認められ、「特定受給資格者」の権利を得た。したがって、加害者職員は訓告や嚴重注意の処分ですまされるはずはなく、懲戒処分以上の処分があつてしかるべきと考えるが、処分の見直しは行わないのか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- ② 安曇野市認定こども園で起きた損害賠償事件（和解で決着）に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について。職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分も含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- ③ SL 機関車移設訴訟（公金支出金返還請求事件）に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について。この裁判の判決を受けて、事件に関係した職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分も含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。

2、 質問理由・趣旨

2020年3月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒処分に関しては、いずれも十分な説明がなく内部統制の欠如としか言いようがない状況がうかがわれた。その後、それぞれ処分の決定、処分の見直し、再発防止策の検討が行われたか、文書質問する。

以上



2 議会第 263 号
令和 2 年 6 月 19 日

安曇野市長 宮澤宗弘 様

安曇野市議会議長 召田義人



文書質問通告書について

安曇野市議会基本条例第 9 条第 2 項第 3 号の規定により、別添のとおり文書質問通告書が議長に提出されましたので、安曇野市議会基本条例運用規程第 6 条第 3 項に基づき、下記のとおり文書質問いたします。

記

1 文書質問通告者

小林純子議員、増田望三郎議員、林 孝彦議員

2 質問事項

2020 年 3 月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒処分に関する以下の 3 点について、市はその後どのように対応・対策したか。

- (1) 庁内セクハラ事件の加害事実を認定された職員の懲戒処分と再発防止策について。被害者の女性が雇用保険の失業給付金申請にあたり、セクハラでやむを得ず退職したことが認められ、「特定受給資格者」の権利を得た。したがって、加害者職員は訓告や嚴重注意の処分ですまされるはずはなく、懲戒処分以上の処分があってしかるべきと考えるが、処分の見直しは行わないのか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- (2) 安曇野市認定こども園で起きた損害賠償事件に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について。職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分を含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- (3) SL 機関車移設訴訟（公金支出金返還請求事件）に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について。この裁判の判決を受けて、事件に関係した職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分も含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。

3 質問理由・趣旨

2020 年 3 月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒処分に関しては、いずれも十分な説明がなく内部統制の欠如としか言いようがない状況がうかがわれた。その後、それぞれ処分の決定、処分の見直し、再発防止策の検討が行われたか、文書質問する。

4 回答方法及び回答期限

安曇野市議会基本条例運用規程第6条第3項第7号の規定により、議会事務局までご提出ください。

5 その他

(1) 文書質問通告書及び答弁書の内容は、安曇野市議会基本条例運用規程第6条第3項に基づき、全議員に配付するとともに、市議会ホームページで公開されます。

安曇野市議会事務局

担当

内線